

令和8年度山形県訪問介護事業所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、在宅ケアにおいて大きな役割を担う訪問介護事業について、地域における持続的なサービス提供体制を確保するため、訪問介護事業所の経営改善に向けた指導や課題解決のための連携体制の構築に取り組む事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は以下の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有している法人であり、かつ、現に自らが介護サービスを提供していないこと。
- (2) 過去に介護サービス事業所等での従事経験があり、介護保険制度を熟知した専任職員を少なくとも1名配置できる体制を有すること。ただし、本県から委託を受けて行う業務であり、かつ当該委託業務の従事が本補助事業の遂行に支障を及ぼさないと認められる場合は、当該委託事業と本補助事業の兼務を可能とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までに係る事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助基準額の欄に掲げる額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申

請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和8年12月1日現在の状況を記載した事業進捗状況調書（別記様式第6号）を添付して、同月10日までに行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、令和9年4月16日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額調書（別記様式第7号）
- (2) 事業成績書（別記様式第2号）
- (3) 収支決算（見込）書
- (4) 研修実施内容が分かる資料

(5) アンケート調査結果

(6) その他知事が必要と認める書類

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

- 第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。
 - 3 前項による請求は、前項に掲げる書類を電子ファイル化したもの（容易に編集できない形式に限る）を添付して送信する方法によりすることができる。

（交付の決定の取消）

- 第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項各号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

- 第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（帳簿の備付等）

- 第13条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和9年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第11条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該

制限を受ける期間) 保管しておかなければならない。

2 処分制限財産については、財産管理台帳を備え付けておかなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第2号の知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が単価30万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書の知事が定める期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。

2 補助事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業成果の公表)

第15条 知事は、本事業による訪問介護事業の持続的なサービス提供体制の推進を図るため、交付決定した補助事業者から提出のあった事業実績報告書及びその他関係資料等に基づき、検証等を行い、その内容を公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業		補助対象経費	補助基準額
区分	内容		
I 経営改善に向けた巡回相談	①主に訪問介護職員が常勤換算で概ね5名以下であり、入所施設が併設されていない訪問介護事業所を訪問し、介護保険制度及び国・県の支援制度を周知 ②各事業所が抱える課題を聞き取り、対応する出前研修の要望を確認	給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	5,000,000円
II 出前研修	I-②により、聞き取りをした課題に対し、改善に向けた研修の実施（課題に応じ、外部講師を招へいあるいは介護生産性向上総合支援センター、外国人介護人材支援センター又は山形県訪問看護総合支援センター等と連携して対応すること。）		
III 地域ごとの集合研修	県内4地域において、課題に即したテーマを設定し、合同研修を実施（優良事例の共有、課題についての意見交換及び職員の相互派遣体制についての整備を行うこと。）		
IV 実態調査	全訪問介護事業所に対するアンケート及び追跡調査を実施（アンケート項目は、事前に県と相談すること。）		

(※) I～IVのすべての事業を実施すること。